

議案第101号

三朝町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

次のとおり、三朝町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年12月10日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

（三朝町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正）

第1条 三朝町督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和31年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（延滞金）</p> <p>第5条 税外収入金を納期限内に納めないときは、未納税外収入金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>であるときは、<u>当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（<u>100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u>）を加算して徴収する。ただし、延滞金額が<u>1,000円未満</u>である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>（延滞金）</p> <p>第5条 税外収入金を納期限内に納めないときは、未納税外収入金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年10.95パーセント（納期限の翌日から督促状を発した日までの期間及び督促状を発した日の翌日から起算して10日までの期間については、年7.3パーセント）</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金額が<u>10円未満</u>である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>

4 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（三朝町介護保険条例の一部改正）

第2条 三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第6条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、<u>当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が<u>1,000円未満</u>である場合には、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第6条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が<u>10円未満</u>である場合には、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p>

第6条 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第6条 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（三朝町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 三朝町後期高齢者医療に関する条例（平成19年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

<p>2 当分の間、第7条に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該<u>還付加算金特例基準割合</u>とする。</p>	<p>2 当分の間、第7条に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該<u>特例基準割合</u>とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の三朝町督促手数料及び延滞金徴収条例の規定、第2条の規定による改正後の三朝町介護保険条例の規定及び第3条の規定による改正後の三朝町後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。